

# 令和8年6月第3回真庭市議会定例会

## 一般質問通告書

令和8年6月定例会第3回真庭市議会定例会 一般質問質問順

一般質問 質問順	質問者氏名	くじの数字	代表質問・個人質問
1	小 椋 一 郎	1	個人質問
2	小 田 康 文	2	
3	庄 司 史 郎	3	
4	伊 藤 義 則	5	
5	緒 形 尚	6	
6	田 島 吉 章	7	
7	谷 本 彰 良	9	
8	加 藤 大 悟	10	
9	伊 賀 基 之	11	
10	黒 川 愛	12	
11	奥 侑 樹	13	
12	妹 尾 智 之	14	
13	妹 島 弘 和	15	
14	吉 原 啓 介	16	
15	西 田 文 子	17	
16	森 脇 正 和	18	
17	苦 田 智 子	19	
18	柴 田 正 志	20	
19	葉 廣 峰 久	21	

通告順	1
-----	---

令和8年(2026年)5月21日

真庭市議会議長 長尾 修 様

議席番号 18 番

真庭市議会議員 小椋 一郎

### 一般質問通告書 (個人質問)

次の事項について質問したいので通告します。

質問事項(大項目)	質問要旨(小項目及びその具体的内容)	質問の相手方
産婦人科、小児科の充実を	<p>真庭市では、新たに策定が進められている「こどもの権利条例」について、先日、総合政策課よりその理念と策定に向けた説明を受けた。子どもの権利を尊び、社会全体で支えるという理念自体には、私も深く賛同するものである。</p> <p>しかし、ここで大きな疑問が浮かぶ。真庭市は、この条例に魂を込め、子育て世代や妊婦さんが直面している命の格差、医療の格差をなくすために、本当に本気で動く覚悟があるのでしょうか。</p> <p>真庭市の医療環境を見てみると、冷酷な現実が横たわっている。市内の産婦人科は南部のわずか1件。小児科は市全体で12件あると認識しているが、その大半が南部に集中しており、広大な面積を持つ真庭市において、北部地域では、小児科、産婦人科が不足している現状が見受けられる。</p> <p>特に真冬、北部の子育て世代や妊婦さんは夜間の急変時を含め、近くに病院が無い不安を強いられている。この事実を行政は、どこまで我が事として捉えているのか。</p> <p>こどもの権利条例策定と合わせて、産婦人科、小児科の医療格差の解消に向け、環境整備を充実させる思いはあるのか。2点確認したい。</p>	市長

質問事項(大項目)	質問要旨(小項目及びその具体的内容)	質問の相手方
	<p>① 産婦人科および小児科を、北部と南部に最低でも1拠点は確保すること。</p> <p>② 夜間の救急医療にも対応できる体制を構築すること。</p> <p>この2点を環境整備の最低ラインとして充実させる思いはあるのか。それとも現状維持で市民に耐え忍んでもらうのか、市長のご見解と決意を伺う。</p>	

通告順	2
-----	---

令和8年(2026年)5月20日

真庭市議会議長 長尾 修 様

議席番号 15 番

真庭市議会議員 小田 康文

一般質問通告書 (個人質問)

次の事項について質問したいので通告します。

質問事項(大項目)	質問要旨(小項目及びその具体的内容)	質問の相手方
医療的ケア児への支援について	<p>令和5年12月議会で同僚議員が医療的ケア児訪問看護レスパイト事業の年齢と時間的縛りの拡大についてと医療的ケア児のこども園等への入園整備とガイドライン作成について質問した。</p> <p>その時には医療的ケア児訪問看護レスパイト事業は4月から始めたばかりであり、利用しているのは1家族だけであること。利用実績は月平均上限時間の4時間の約9割に留まっており、問題ないとの答弁であった。</p> <p>また、医療的ケア児のこども園等への入園については園児が存在していないが、希望する園児がいる場合は精一杯のことをしなければならないと考えている。しかし、専門人材が枯渇しており難しい。県の協力も得ながら一生懸命取り組んでいくという答弁であり、医療的ケア児のこども園等への入園整備とガイドライン作成については明言しなかった。</p> <p>これらの質問が行われてからもう既に2年6ヶ月が経過している。</p> <p>そこで下記のとおり質問する。</p> <p>1) 医療的ケア児訪問看護レスパイト事業の実情はどうなっているか。利用者の希望に過不足なく対応できているか。</p>	市長

質問事項(大項目)	質問要旨(小項目及びその具体的内容)	質問の相手方
	<p>2) 医療的ケア児訪問看護レスパイト事業の月間利用時間拡充の検討をした内容や経緯についてはどうなっているか。</p> <p>3) 医療的ケア児のこども園等への入園整備とガイドライン作成については、本年3月に公表された「真庭市子ども・子育て支援施設整備計画」に「本市では、「真庭市医療的ケア児ガイドライン」を策定し、安全に集団保育ができる受け入れ体制の整備を図ります。また、関係機関と緊密に連携を図りながら、医療的ケア児の保育の充実に努めます。」と記載され、初めてガイドラインの策定について言及した。 なぜこれからガイドラインを策定するのか。なぜこれまで策定していなかったのか。</p> <p>4) 医療的ケア児のこども園への通園希望は現状どうなっているか。希望に寄り添っているのか。 医療的ケア児の入園を断っている園はないか。</p>	
個別避難計画の充実について	<p>災害発生時に自力では素早い避難が困難である市民を対象に個別避難計画を作成し、市が作成する避難行動要支援者名簿に登録し、平常時から避難支援等関係者に名簿情報や個別避難計画に記載している情報を提供している。</p> <p>個別避難計画作成者の内、高齢者、障がいのある人、妊産婦、乳幼児、病弱な人等のために市内10箇所の高齢者施設と2箇所の障がい者支援施設が福祉避難所として開設されることになっている。</p> <p>そこで下記のとおり質問する。</p> <p>1) 人口透析などの医療支援が必要な市民はどこに避難すれば良いのか。</p>	市長

通告順

3

令和8年(2026年)5月22日

真庭市議会議長 長尾 修 様

議席番号7番

真庭市議会議員 庄司 史郎

## 一般質問通告書 (個人質問)

次の事項について質問したいので通告します。

質問事項(大項目)	質問要旨(小項目及びその具体的内容)	質問の相手方
中学校部活動の地域移行における生徒(クラブ員)の送迎について	<p>5月6日、福島県郡山市の磐越自動車道において部活動の遠征中に生徒の乗っていたバスが事故を起こし、乗っていた生徒が亡くなるという、大変痛ましい事故が起きた。事故後、部活動における生徒の送迎における安全管理の在り方が問われている。</p> <p>本年度から本格的に中学校の部活動が地域移行になり、各クラブにおいても競技力の向上を図るために、市外のクラブチーム等と、対外試合を行う場合もあると考える。その場合の生徒(クラブ員)の送迎は、基本的には保護者での送迎、または公共交通の利用ということではないかと思うが、遠くで試合を行う場合にはバス事業者の利用をする場合もあると考える。</p> <p>そこで、バス事業者を利用した場合において、保護者の負担軽減のために、財源の問題もあるとは思いますが、市において何らかの補助は考えられないか市長に伺う。</p> <p>また、クラブ活動における生徒の送迎について、安全管理等について各クラブに対し、市として何か具体的な指導等を行っているのか、行っていないのか。教育長に伺う。</p>	市長 教育長
地域コミュニティ施設の地元への譲渡について	以前同僚議員から質問があった地域コミュニティ施設の地元への譲渡については、その後どのような検討、取り組みが行われているのか。	市長

質問事項(大項目)	質問要旨(小項目及びその具体的内容)	質問の相手方
	<p>合併後、北房、落合などにおいては、市管理から地元管理にということで、地元へ譲渡された。これは地元が譲渡を望んだというわけではなく、市の方から財政の運営面から譲渡すると言われてやむなく受け、現在、地元で自主運営してきている。</p> <p>真庭市公共施設等総合管理計画の52ページに掲載されているコミュニティ施設について、行政サービスの市民の公平性の観点から、すみやかに地元譲渡への取組を行うべきと考えるが、市長の見解を伺う。</p>	
人事異動における基本的考えについて	<p>人事異動において、管理職に限らず、一般職員においても年齢、性別、役職等を問わず遠距離通勤者がいるが、特に一般職員について、あえて真庭市の端から端までの遠距離通勤となる人事が必要なのか。財政面での通勤手当というものを考慮すれば、可能な限り遠距離通勤者を少なくすることが職員の健康面も含め合理的であると考えるが、そのあたりの基本的な考え方について市長に伺う。</p>	市長

通告順	4
-----	---

令和 8 年(2026 年)5 月 21 日

真庭市議会議長 長尾 修 様

議席番号 9 番

真庭市議会議員 伊藤 義則

### 一般質問通告書 (個人質問)

次の事項について質問したいので通告します。

質問事項(大項目)	質問要旨(小項目及びその具体的内容)	質問の相手方
地域を元気にするための体制をどう作るか	<p>真庭市は原則各自治会から民生委員、児童委員、愛育委員等が選出されている。しかし、以前は出せた自治会も委員を出せなくなったりしている。しかも、共生社会が謳われて約 5 年たつが、ほとんどの委員が女性である。反対に自治会の役員の多くは男性で、残念ながら、其々の委員が誰で、どんな仕事を行っているのか知らない場合がある。しかも委員の仕事の内容が縦社会のまま、内容が重複しているものもある。</p> <p>今後、さらに地域社会と行政の協働を進めるためにも、どのように体制を作っていくのか、市長に問う。</p>	市長
1 人 1 日当たりのゴミ排出量から考える	<p>環境省が 3 月 27 日に公表した 2024 年度の一般廃棄物処理事業実態調査結果によると、人口 50 万人以上の都市で、1 人 1 日当たりのごみ排出量が最も少ないのが東京都八王子市で 690.9 g だった。真庭市が 895g である。50 万人都市でもこんなことが出来るのかと驚いている。真庭市は生ゴミの分別を 2025 年 1 月から本格的に行い始めたので、1 年後の成果が楽しみである。調査すると八王子市は約 20 年かけて「ゴミを出さない」ことを推進してきたことがわかった。</p> <p>4 月に緑真会で 2 回の「ゼロ・ウェイスト宣言」をした上勝町へ行って来た。その時の学びを少し記述する</p>	市長

質問事項(大項目)	質問要旨(小項目及びその具体的内容)	質問の相手方
	<p>と、2003年1回目の「ゼロ・ウェイスト宣言」を行い、成果は45分別をして、リサイクル率約80%を実現した。すごいのは、焼却炉を持たない人口約1,200人の町が、町外で焼却・埋立される20%をそのままにせず、「生産者と一緒に考える」と教わった点である。上勝町ではゴミのない社会を目指し、生産者・消費者・町民・町外在住者が交流し学び合う施設もつくられている。</p> <p>さらに現在、上勝町は企業と一緒に紙おむつ処理の実証実験を行っている。また上勝町のごみ処理のノウハウを三菱地所株式会社が東京周辺のビルで採用している。</p> <p>真庭市は大きな投資をして、出た資源を循環利用するインフラを作った。この分野では全国でトップレベルと言われている。しかし目的は「ゴミを出さない」ことだと思う。また投資を回収するためにどんなことが考えられるか。市長に問う。</p>	

通告順	5
-----	---

令和 8 年(2026 年)5 月 22 日

真庭市議会議長 長尾 修 様

議席番号 22 番

真庭市議会議員 緒形 尚

### 一般質問通告書 (個人質問)

次の事項について質問したいので通告します。

質問事項(大項目)	質問要旨(小項目及びその具体的内容)	質問の相手方
デジタルライブラリーについて	<p>近年、社会のデジタル化が急速に進む中で、私たちの「学び」や「情報との接し方」も大きく変化している。スマートフォンやタブレットが身近なものとなり、本や新聞、学習教材なども電子化が進んでいる。特に若い世代では、紙の本だけではなく、電子書籍を通じて知識や情報を得ることが当たり前の時代になってきた。</p> <p>一方で、読書離れや活字離れが課題として指摘される中、「どうすれば市民がもっと気軽に本に触れられるのか」「地域格差なく学びの機会を確保できるのか」という視点も、これからの行政には必要ではないかと感じている。</p> <p>そうした中、全国の自治体では「デジタルライブラリー」の導入が広がっています。利用者は、スマートフォンやパソコンから 24 時間いつでも電子書籍を借りることができ、返却も自動で行うことができる。図書館へ行く時間が取れない方、遠方に住む方、子育て中の方、高齢者の方、障がいのある方など、多様な市民にとって利用しやすいサービスとして注目されている。</p> <p>また、デジタルライブラリーは単なる「電子書籍サービス」ではない。文字拡大や音声読み上げ機能、耳で本を聴くことができるオーディオブックなどにより、誰もが利用しやすい「やさしい図書館」づくりにもつながりま</p>	市長 教育長

質問事項(大項目)	質問要旨(小項目及びその具体的内容)	質問の相手方
	<p>す。私は、「読む読書」だけではなく、「聴く読書」という視点も、これからは必要ではないかと思う。</p> <p>また、高齢者の方や視覚に障がいのある方、来館が難しい方にとっても、自宅などから読書や情報にアクセスしやすくなることは、大きな利点ではないか考える。さらに、学校教育と連携することで、子どもたちの読書習慣づくりや ICT 教育にも大きな効果が期待されている。</p> <p>特に私は、支援の必要な子どもたちにとっても、大きな可能性があると考えている。例えば、発達特性のある子どもや、文字を読むことに困難を抱える子どもにとって、電子書籍の読み上げ機能や文字サイズ変更、背景色変更などは、一人ひとりに合わせた読み方につながる。</p> <p>また、教室に入りづらい子どもや不登校の子どもにとっても、別室や自宅で安心して読書や学びに触れることができる環境づくりにつながる。これは単なる ICT 活用ではなく、「誰一人取り残さない学び」を支える取り組みとして、大変重要ではないかと思う。</p> <p>GIGA スクール構想によって、真庭市でも児童生徒への 1 人 1 台端末環境が整備されている。その環境を、授業だけではなく、「読書」「探究」「居場所づくり」にどう生かしていくのかも、今後の教育行政に求められる視点ではないか。</p> <p>真庭市は広大な市域を持つ自治体である。地域によっては図書館や書店へのアクセスに差があり、「読みたい本があっても気軽に行けない」という声もある。だからこそ、場所に関係なく知識や文化に触れられる環境づくりは、これからの時代に必要な行政サービスだと考える。</p> <p>加えて、真庭市には豊かな歴史・文化・自然がある。地域に残る郷土資料、歴史文献、昔の写真、伝承、地域史などをデジタル化し、後世へ残していくことも重要だと考える。これは単なる保存ではなく、地域の魅力発信や観光振興、さらには学校教育にも活用できる可能性がある。</p>	

質問事項(大項目)	質問要旨(小項目及びその具体的内容)	質問の相手方
	<p>また、災害時や感染症流行時においても、非接触で利用できるデジタルライブラリーは、公共サービスを継続するうえでも大きな役割を果たす。近年は自治体 DX が進められる中で、「行政サービスをどう市民に届けるか」が問われているが、私は図書館サービスもその一つだと思っている。そこで、市長・教育長に以下の点について伺う。</p> <p>1点目、デジタルライブラリー・電子書籍について、真庭市としてどのような認識を持っているのか。また、現在、導入や研究・検討、他自治体の先進事例の調査などを行っているのか、市長の考えを伺う。</p> <p>2点目、真庭市の郷土資料や歴史文化資源のデジタルアーカイブ化、また、高齢者や障がいのある方、来館が難しい方も含め、誰もが知識や情報にアクセスしやすい環境づくりについて、デジタルライブラリーを活用していく考えがあるのか、市長の考えを伺う。</p> <p>3点目、学校教育との連携について、GIGA スクール構想による1人1台端末環境を活用し、読書活動や学習支援、不登校支援、支援の必要な子どもたちへの活用など、「誰一人取り残さない学び」の実現に向けて、デジタルライブラリーにどのような可能性を感じているのか、教育長の考えを伺う。</p> <p>私は、デジタルライブラリーは紙の図書館に代わるものだとは考えていない。図書館には、人が集い、交流し、学び合う「場」としての大切な役割がある。</p> <p>その一方で、来館が難しい方や、遠方地域、支援の必要な子どもたちにも、学びや読書へアクセスできる環境をどう広げていくのか、その補完的役割としてデジタル活用も重要ではないかと考えている。</p> <p>人口減少や地域格差が進む時代だからこそ、「住んでいる場所に関係なく学べる環境」「世代を超えて知識や文化に触れられる環境」、そして「誰一人取り残さない学びの環境」を整えることが、これからの自治体には求められているのではないかと考えている。</p>	

通告順

6

令和 8 年(2026 年)5 月 20 日

真庭市議会議長 長尾 修 様

議席番号 2 番

真庭市議会議員 田島 吉章

## 一般質問通告書 (個人質問)

次の事項について質問したいので通告します。

質問事項(大項目)	質問要旨(小項目及びその具体的内容)	質問の相手方
ふるさと住民登録制度を活用した関係人口政策について	<p>人口減少が進行する中、従来の定住人口を中心とした地域運営のみでは、地域社会の維持が困難になりつつある。一方で、二地域居住やテレワーク・ワーケーション、SNS 等による情報発信、ふるさと納税等、地域との関わり方は多様化し、「地域を支える人」は必ずしも住民票を有する人だけではなくなっている。</p> <p>こうした状況を踏まえ、国は昨年 6 月、居住地以外の自治体に継続的に関わる人々を「ふるさと住民」として位置付ける制度を発表し、本年 3 月にガイドラインを示すとともにモデル事業に着手した。本市は、このモデル事業実施自治体 7 道県 21 市町村の一つとして選出されることとなった。</p> <p>本制度は、単なる観光施策やファンクラブ制度の延長ではなく、「住民票の有無」という従来の住民概念を超え、地域に継続的に関わる人々を新たな地域基盤として位置付け直そうとするものであり、特別交付税措置等財政面での後押しも示されていることから、人口減少社会における自治体政策の大きな転換点となり得るものとする。</p> <p>総務省は、本制度を管理する仕組みとして、ガバメントクラウド上に全国共通プラットフォームを構築する方向性を示すとともに、ベーシック・プレミアムという関与度合いに応じた登録制度や担い手の活動のあり方、着地点としてのふるさと納税との連携等についても具体的な言及をはじめている。特に、プレミアム登録は、単なる登録制度ではなく、継続的な担い手活動への参加を前提とした濃密な関与を促す仕組みとして設計されており、交通・宿泊支援、公共施設の住民料金適用等、自治体によるバ</p>	市長

質問事項(大項目)	質問要旨(小項目及びその具体的内容)	質問の相手方
	<p>ックアップ・インセンティブまでが想定されるところとなっている。</p> <p>但し、仕組みや財政措置等の大枠は示されているものの、肝心なふるさと住民の確保・維持は自治体裁量に委ねられている。これが有効な制度として機能しうるか否かは、自治体側がどれだけ主体的に「関わりたくなる仕組み」を構築し、ふるさと住民をいかに地域活動や地域消費、継続的な支援へ結び付けていけるかにかかっているものと思われる。</p> <p>特に本市は、地域通貨「まにこいん」・スーパーアプリ「まにあぶり」という、全国的に見ても先進的なデジタル基盤を有しており、モデル事業でも、この活用が焦点の一つになると思われる。国が整備する制度・仕組みと自治体独自のインフラとを連携させ事業効果の最大化を図ることで、ふるさと住民制度を地域にとって有意義な仕組みに作り上げていくことが望まれるところである。</p> <p>こうした点を踏まえ、本市がモデル自治体として積極的に本制度の形成に関与し、機先を制することができるよう、次の点について質問したい。</p> <p>(1) 制度の位置付けについて</p> <p>本制度は、国の財政措置を伴うものであり、従来の自治体運営において支配的であった「一人一所居住」や「定住人口中心」の考え方に再考を迫るとともに、「地域を支える人」をどのように確保していくのかという、新たな地域運営のあり方を模索する仕組みであると考え。その意味において、本制度は、人口減少社会における自治体政策の大きな転換点となり得るものと考え。</p> <p>本市として、本制度を単なる関係人口づくりの事業としてではなく、人口減少時代における新たな地域基盤づくりの取組として位置付け、将来を見据えた重要施策の一つとして、戦略的に取組を進めていく考えがあるのか伺いたい。</p> <p>(2) 国の共通基盤と既存インフラとの連携について</p> <p>総務省ガイドラインでは、ガバメントクラウド上に共通プラットフォームを構築し、自治体はそれを活用する方向性が示されている。</p> <p>一方、本市は、「まにあぶり」という全国的にも先進的な独自のデジタル基盤を有しているため、国の共通基盤との連携を積極的に模索していく必要があると考え。</p>	

質問事項(大項目)	質問要旨(小項目及びその具体的内容)	質問の相手方
	<p>まにあぶりは、仮想的な住民の登録基盤として通用する信頼性の高い本人確認機能を有しているほか、地域通貨機能、情報発信機能、旅先納税機能、ボランティアマッチング機能、ディスカッション機能等、多様なコンテンツを基盤上で展開している。これらを有機的に組み合わせることで、「登録して終わり」ではない継続的な関係構築を図り、ふるさと住民を地域活動への参加、地域での消費、継続的な支援へとつなげていくことが可能になるものと思われる。</p> <p>モデル事業において、まにあぶり等既存インフラと国の共通プラットフォームとの連携をどのように模索していくのか。具体的なシステム連携について、実装レベルまでの検討がなされているのか。国への提言を見据え、標準化と独自性についてどのような折り合いを図っていく想定でいるのか。考えを伺いたい。</p> <p>(3) ふるさと住民の確保と継続的関与を促す仕組みについて</p> <p>本制度の肝は、単に制度や登録の仕組みを整えることではなく、地域と継続的に関わるアクティブな関係人口を育て地域課題の解決を図っていくことにあり、とりわけ、関与度合いの高い「プレミアム登録」をいかに確保していくかが重要になると考える。</p> <p>本市においても、地域行事・イベントへの参加、農業支援、環境保全活動、草刈り、地域コミュニティ活動など、様々な分野で担い手不足が課題となっている。こうした中、ふるさと住民を「どのように確保するのか」、「どのように地域と結び付けるのか」、「どのように継続的な関与につなげるのか」という視点が極めて重要になるものと考え。</p> <p>そのためには、「真庭とつながっている」という安心感や帰属意識、役割意識を持てるようなソフト面でのしかけづくりはもちろん、二地域居住の拠点となるお試し住宅やシェアオフィス、空き家バンク等の整備・紹介、交通費支援、公共施設における市民料金の適用、災害時の避難先としての受入れ等、住民に準ずる待遇や、ハード面を含めた環境整備も必要になることが想定される。同時に、ふるさと住民と地域との関わりを地域活動や地域消費、さらには旅先納税・ふるさと納税等による寄付、継続的な地域支援へと発展させていくような導線設計も重要になると考える。</p> <p>本市として、どのような人材を、どのようにふるさと住民、特にプレミアム登録として確保していく考えでいるのか。また、その際の地</p>	

質問事項(大項目)	質問要旨(小項目及びその具体的内容)	質問の相手方
	<p>域側の受け皿づくりや、地域活動とのマッチング体制をどのように構築していくのか、考えを伺いたい。あわせて、継続的な再訪や地域消費、さらにはふるさと納税・旅先納税等の寄付、継続的な支援へとつなげていくための戦略についても確認したい。</p> <p>(4) 新たな地域経営モデルの確立に向けて</p> <p>本制度は、特別交付税措置等国の財政措置が想定されており、人口減少時代における新たな地域経営モデルにつながり得る制度であると考え。</p> <p>こうした財政措置については、現在、関係人口の充実・拡大を図る取組を対象とする方針が示されているが、自治体がどれだけ主体的に関係人口政策に取り組み、地域活動や担い手活動に繋がられているのかという「自治体努力」が評価される形で算定されることが望ましいと考える。特に、ふるさと住民の登録数やアクティブな活動者数に応じて、その関係の維持や受け入れに要する自治体側の負担は変動することから、こうした「関係人口の規模や実績」に応じた算定基準とすべきである。少なくとも、本制度を運営していく上で必要となる中山間地域特有の維持コストについては、適切に反映されるべきであると考え。</p> <p>本市はモデル自治体として、中山間地域における関係人口政策や維持コストが適切に評価される制度設計となるよう、国へ積極的に提言・働きかけを行っていくべきと考え、この点についての考えを伺いたい。</p> <p>また、本制度が目指す地域との関係深化の終着点、あるいは継続的な地域支援のあり方の一つとして、ふるさと納税が想定され、これも含めた総体的な地域財源確保モデルを考える必要がある。こうした導線は、国が示す枠組みに本市独自の基盤上で提供される旅先納税等機能を連携させることで円滑な構築が可能と思われるが、この点について、現時点での想定やビジョンをあわせて伺いたい。</p>	

通告順

7

令和 8 年(2026 年)5 月 22 日

真庭市議会議長 長尾 修 様

議席番号 6 番

真庭市議会議員 谷本 彰良

## 一般質問通告書 (個人質問)

次の事項について質問したいので通告します。

質問事項(大項目)	質問要旨(小項目及びその具体的内容)	質問の相手方
Maniwa Free Wi-Fi の廃止と今後の展開	<p>令和 8 年 3 月 31 日をもってサービスが廃止された、本市の公衆無線 LAN サービス「Maniwa Free Wi-Fi」について、その経緯と今後のデジタル環境の展開、並びに市民への影響について当局の考えを伺う。</p> <p>本市では、観光客の利便性向上や市民のデジタルデバイス解消、また災害時の情報通信手段の確保などを目的に、主要な公共施設や観光拠点等に「Maniwa Free Wi-Fi」を設置・運用してきた。しかし、通信技術の進歩や社会情勢の変化に伴い、この度、令和 8 年 3 月末をもってその役割を終え、サービスが終了したと伺っている。</p> <p>そこで以下の 3 点についてお尋ねする。</p> <p>1.廃止に至った具体的な経緯と要因について</p> <p>スマートフォンやモバイル回線の普及（4G・5G の定額大容量プランの一般化）など、利用環境の変化が背景にあると推察するが、市として今回の廃止を決定するに至った、利用者数の推移や維持管理コストの費用対効果など、具体的な経緯と分析について見解を伺う。</p> <p>2.市民・観光客への影響と周知状況について</p> <p>サービス廃止にあたり、これまで日常的に利用していた市民や、公共施設(図書館等)で学習・作業を行っていた学生、さらには本市を訪れる観光客への影響をどのように捉えているのか。また、混乱が生じないように、どの</p>	市長

質問事項(大項目)	質問要旨(小項目及びその具体的内容)	質問の相手方
	<p>ような周知期間や手段を講じてこられたのか、これまでの対応を伺う。</p> <p>3.今後の展開と代替サービスの運用について</p> <p>現在、一部の公共施設（真庭市立図書館など）では「Okayama Free Wi-Fi Lite」などの代替サービスへの切り替えや導入工事が進められていると聞いている。</p> <p>そこで、市内全域における今後の公衆無線 LAN 環境の整備方針はどうか。また、「防災・減災対策としての通信インフラの確保」という観点を踏まえ、今後どのようなデジタル展開を見据えているのか、市長の見解を求める。</p>	
<p>食品にかかる消費税 率0%への対応</p>	<p>食品の消費税率0%化に伴う、市内農家および食品生産者の事務負担軽減策について質問する。</p> <p>現在、政府において食品にかかる消費税率を0%にする検討が進められている。消費者の負担軽減という観点からは歓迎すべき一面があるものの、生産現場に与える影響は深刻である。</p> <p>特に、生産に必要な肥料、燃油、飼料、包装資材などには、これまでどおり消費税が課税されるため、農家や生産者は「仕入れで払った消費税」の還付を受けなければ、その分がすべて自己負担、いわゆる「損税」となってしまう。これを取り戻すには、これまで免税事業者だった小規模な家族経営の農家であっても、課税事業者となり、極めて煩雑な消費税の還付申告を行う必要が生じる。</p> <p>小規模事業者にとって、この「還付申請の事務負担」は、日々の営農・生産活動を圧迫し、最悪の場合は離農や廃業の引き金になりかねない死活問題となる。</p> <p>そこで、生産者が本来の業務に集中できるよう、自治体として先手を打った事務負担軽減策を講じるべきと考え、以下3点について市長に伺う。</p> <p>1.インボイスおよび還付申請に関する専門家派遣・相談体制の構築について</p> <p>制度改正初期の混乱を避けるため、農協や商工会と連</p>	<p>市長</p>

質問事項(大項目)	質問要旨(小項目及びその具体的内容)	質問の相手方
	<p>携し、税理士等の専門家を無料で派遣する相談窓口、または個別訪問サポートを市独自で実施する考えはないか伺う。</p> <p>2.クラウド会計ソフト導入や記帳代行など、デジタル化(DX)支援について</p> <p>頻繁な還付申請に耐えうるよう、自動で消費税計算ができるクラウド会計ソフトの導入費用補助、あるいは高齢の農家等を対象とした記帳代行サービスへの支援を行う考えはないか伺う。</p> <p>3.国への手続き簡素化に向けた意見書提出、および機動的な情報提供について</p> <p>小規模事業者が不利益を被らないよう、国に対して「還付手続きの抜本的な簡素化」を求めるべきと考えるが、本市の認識を伺う。また、制度の正確な情報を生産者にいち早く届けるための周知体制をどう構築するかも併せて伺う。</p>	

通告順

8

令和 8 年(2026 年)5 月 20 日

真庭市議会議長 長尾 修 様

議席番号 3 番

真庭市議会議員 加藤 大悟

## 一般質問通告書 (個人質問)

次の事項について質問したいので通告します。

質問事項(大項目)	質問要旨(小項目及びその具体的内容)	質問の相手方
女性用トイレの器数について	<p>内閣官房が令和 7 年 7 月 9 日に開催した女性用トイレにおける行列問題の改善に向けた関係府省連絡会議の国土交通省の資料「女性用トイレに係る行列問題の改善説明資料」に記載がある「日常でよく利用するトイレに関するアンケート調査 (平成 28 年 12 月)」によれば、行列について不便・不満・不安と回答した割合は駅 44.0%、バスターミナルなど 44.2 パーセント、大規模商業施設 47.6 パーセント、公園等公衆トイレ 2.1 パーセント、職場 5.3 パーセントとなっている。</p> <p>近県の状況をみると、山口県萩市は「公共施設のトイレに係る整備方針 (第 7 次改訂版)」の中で、「男性小便器数と女性便器数の比は概ね 1 : 2 にすることを目安とする。」となっている。</p> <p>このことをふまえ、真庭市の庁舎を含めた公共施設、観光施設や駅舎等の女性トイレの器数について、どのような認識でいるのか、また、今後、女性利用者を対象としたアンケート調査の実施や、トイレの整備方針についての考えを市長に伺う。</p>	市長
市役所内のいじめ又はハラスメント問題について	<p>振興局を含めた市役所の職員間で「いじめ又はハラスメント」等が発生し、本人から上司に申告された場合の対応はどうなっているのか。また上司がその場に居合わせた時の上司の行動はどうあるべきかの指針は存在す</p>	市長

質問事項(大項目)	質問要旨(小項目及びその具体的内容)	質問の相手方
	<p>るのか。また市長は市役所内で職員間のいじめ又はハラスメントについて、どのような認識を持ち、どう解決すべきと考えているのか伺う。</p>	

通告順	9
-----	---

令和 8 年(2026 年)5 月 22 日

真庭市議会議長 長尾 修 様

議席番号 4 番

真庭市議会議員 伊賀 基之

一般質問通告書 (個人質問)

次の事項について質問したいので通告します。

質問事項(大項目)	質問要旨(小項目及びその具体的内容)	質問の相手方
プロポーザル審査の事後の評価、検証について	<p>令和 3 年度に、市は民間の「認定こども園設置・運営事業者募集」を行い、プロポーザル審査の結果、一般社団法人 A を決定し、同法人は B こども園を令和 6 年度より経営している。市の募集要項の「運営に係る条件」の入園者の定員設定は概ね 120 名で、A 法人は入園者定数 122 名で応募し、決定された。令和 6 年度以降の久世地区の市立こども園は、そのことを前提に定員設定されていた。B こども園の入園者は、開園の令和 6 年度 106 名、令和 7 年度 93 名、令和 8 年度 67 名で一度も定員を満たしていない。市は、B こども園の利用定員数を令和 8 年度から 99 名に変更したが、プロポーザル審査の提案内容が実行されないまま、事業者の要望を追認して定数を削減することは、プロポーザル審査が意味をなさないことになり、審査の信頼性を損なうことになると考える。最初から確実に実現できる見込みのない提案を行ったのであれば、不誠実提案と言わざるをえない。市は、この状況をどう考え、提案定員数の実現にどのように指導・支援してきたのか伺う。</p> <p>また、B こども園は、応募に際し、①非認知能力育成に伴う、専門家との連携及び専門資格取得制度の導入、②理学療法士、作業療法士、言語聴覚士などの発達専門家と委託契約を結び、必要な援助を行う。③産前産後・</p>	市長

質問事項(大項目)	質問要旨(小項目及びその具体的内容)	質問の相手方
	<p>子育て相談、休日の園庭開放、相談員の配置等を実施すること等を提案し、審査されている。市は募集要項で、①自然を生かした教育・保育の実施、②小学校との接続、③その他の園との連携、④地域との連携等を求めている。この2年間、これらの「提案」や「募集要項の内容」は、プロポーザル審査の結果として実現の検証がされているのかどうか伺う。</p> <p>次に、一般的なプロポーザル審査の結果の事後の検証について伺う。市の事業者選定で、行政計画策定のコンサルティング業務や設計業務、認定こども園の事業者選定など、プロポーザル審査で行うことが多くなっている。</p> <p>プロポーザル審査は、随意契約の相手方を選ぶための選定手段と理解しているが、「真庭市プロポーザル審査委員会規則」によれば、対象となる業務は、価格のみの競争にはなじまない業務で、①高度な創造性、技術力又は専門的な技術若しくは経験を必要とする業務、②デザインその他の象徴性、記念性、芸術性又は創造性を求められる業務で高度な技術力を必要とする業務、③催事企画、システム開発その他の高度な技術力、企画又は開発力を求められる業務、④市において発注に係る仕様を定めることが困難である業務、とされている。</p> <p>事業完了後の評価、検証については、一般競争入札であれば、完成検査や出来形検査などがあるが、プロポーザル審査の結果については、評価・検証などが定められていない。金額で決定する一般競争入札とは異なり、プロポーザル審査は事業者の提案書のみで評価・決定される。事業完了後、一般競争入札の検査のように、当該事業者が募集要項や提案書どおりのコンサルティング能力を発揮したか。成果物は募集要項や提案書に沿うものであったか。民間こども園は募集要項や提案書どおりの運営になっているか等の検証が必要ではないか。そのことが、プロポーザル審査の厳格性、信頼性を高め、審査委員会の能力向上にもつながると考える。プロポーザル審査の結果の事後検証の制度が必要と考える。市の「指</p>	

質問事項(大項目)	質問要旨(小項目及びその具体的内容)	質問の相手方
	<p>定管理者制度」では、事業者に毎年度「事業報告書」の提出を厳格に義務付け、評価している。以上3点について、市長に伺う。</p>	
<p>総合的なヒヤリングフレイル予防と補聴器購入補助について</p>	<p>次にヒヤリングフレイル（聴こえの衰え）予防と補聴器購入補助について伺う。真庭市の人口の高齢化率（65才以上の割合）は、合併時の平成17年度で30.5%、令和8年度で41.2%と、21年間で10.7%増加している。高齢者の増加とともにヒヤリングフレイル（聴こえの衰え）の方も増えていると考えられる。厚労省の認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）では、難聴は高血圧、糖尿病などと並んで認知症発症の危険因子とされ、国立長寿医療研究センターの発表では、難聴があると認知症リスクが約2倍になるとされている。日本耳鼻咽喉科学会は、会話減少による社会的孤立、聴覚情報不足による脳への刺激低下、聞き取り努力による脳の負荷増大等を理由としている。</p> <p>ヒヤリングフレイル予防と関連する認知症予防のため、以下のような総合的な取り組みが必要と考える。</p> <p>① ヒヤリングフレイル予防の啓発</p> <p>② 高齢者の健康診査・人間ドックなどに聴力検査を位置づけた早期発見と対応</p> <p>③ 補聴器の利用と適切な使用法の支援、定期的調整</p> <p>難聴の進んだ高齢者が、家族の中でさえ孤立しがちな現状を目の当たりにすることもある。高齢者が自分らしく生き、健康寿命を延伸するためにも、「聴こえの支援」が大切であり、そのことが結果として医療費や介護費の削減につながると考える。国立長寿医療センターの報告では、早期からの補聴器導入が認知症発症を軽減させる可能性があるとの研究を示している。しかし、補聴器の購入費は高額で、一般に片方で10数万円から30万円程度とされている。高齢者の多くは年金生活者である。県内では、岡山市、倉敷市、新見市など6市3町が高齢者向けの補聴器購入補助制度を導入している。</p> <p>高齢者の健康寿命延伸と認知症予防、医療費や介護費</p>	<p>市長</p>

質問事項(大項目)	質問要旨(小項目及びその具体的内容)	質問の相手方
	<p>の削減の観点から、総合的なヒヤリングフレイル予防の実施と、加齢性難聴者に対する補聴器購入補助制度の導入について見解を伺う。</p>	

通告順	10
-----	----

令和 8 年(2026 年)5 月 22 日

真庭市議会議長 長尾 修 様

議席番号 11 番

真庭市議会議員 黒川 愛

### 一般質問通告書 (個人質問)

次の事項について質問したいので通告します。

質問事項(大項目)	質問要旨(小項目及びその具体的内容)	質問の相手方
真庭市手話言語条例 制定 5 周年	<p>真庭市では、2006 年に手話通訳の資格を持つ職員を採用し、2009 年から県内では唯一、正規職員として配置してきた。</p> <p>2021 年には、真庭市手話言語条例を制定。手話が言語であることを明確にし、共生社会を目指している。丁寧な逐条解説も作成している。</p> <p>また、理念だけで終わらないように、真庭市手話言語施策ロードマップをつくり、ホームページでは進捗状況と合わせて公開している。行政の取り組みとして非常に評価できると思う。</p> <p>真庭市手話言語条例制定 5 周年を迎え、市長に 2 点について所見を伺う。</p> <p>① 市民の理解や、手話言語を取り巻く環境に、どのような変化が生まれているか。これまでの取り組みと課題、今後は。</p> <p>② 情報保障は、ろう者だけでなく、多様な市民に関わる課題でもある。手話言語施策を、防災や情報アクセシビリティ全体へどう広げていくか。</p> <p>また、真庭市の手話の取り組みは、福祉分野にとどまらず、学校への講座や生涯学習活動など、教育にも関わりがある。条例制定 5 年を迎える中で、この「学び」「学び合い」「地域で支え合う」取り組みを、どのように評価</p>	市長 教育長

質問事項(大項目)	質問要旨(小項目及びその具体的内容)	質問の相手方
	<p>しているか。これまでの取り組み内容、課題、今後について、教育長に所見を伺う。</p>	
文化芸術の推進	<p>「第4次真庭市文化芸術推進計画」が策定された。この計画をもとに、今後5年間、真庭市の文化芸術の推進が進められる。</p> <p>計画策定にあたり市民アンケート調査が行われている。「この1年間に文化的な催しを鑑賞・参加経験した場合」は34%にとどまり、過去2回の調査からも減少傾向にある。</p> <p>また、「文化的な催しを鑑賞・見学しなかった理由」は、「興味がない」が41%で1番多い。過去3回の調査では「時間がない」が1番の理由で、「興味がない」は2番だったが、このたび逆転した。</p> <p>2024年の真庭市総合教育会議では、文化的なものにふれる機会、本物にふれる大切さについて、教育委員から意見もあった。部活動の地域移行が進む中、学校外も含めた文化芸術活動のあり方は、今後さらに重要になると考える。</p> <p>文化芸術は、教育や福祉、観光など様々な分野と連携もできる。文化芸術の推進は、市民福祉の向上に、必ず役立つものだと思っている。</p> <p>今回の市民調査及び文化芸術推進計画をどのように受け止めているか、これまでの取り組みと課題、今後について、市長に所見を伺う。</p> <p>また、学校教育や社会教育において、文化芸術を通じた学びをどのように深めていくのか。現状の課題と今後について、教育長に伺う。</p>	市長 教育長
森の芸術祭 2027 に向けて	<p>一昨年開催された、国際芸術祭「森の芸術祭 晴れの国・岡山 2024」は、想定の倍以上の集客となり、大盛況だった。次回は来年2027年の開催で、今年は真庭市もプレイベントを実施する予定。</p> <p>岡山県の事業だが、部分的にでも、真庭市が主体的に関わっていくことが大切だと考えている。</p>	市長 教育長

質問事項(大項目)	質問要旨(小項目及びその具体的内容)	質問の相手方
	<p>真庭市として、前回の2024年の成果をどう分析しているか、そして、次回に活かしていくのか。</p> <p>また、小・中学生が森の芸術祭に関わることも、大きな学びになると考えている。</p> <p>前回からの振り返り、課題、今後の取り組みと可能性について、市長、教育長に伺う。</p>	

通告順	11
-----	----

令和 8 年(2026 年)5 月 20 日

真庭市議会議長 長尾 修 様

議席番号 1 番

真庭市議会議員 奥 侑樹

### 一般質問通告書 (個人質問)

次の事項について質問したいので通告します。

質問事項(大項目)	質問要旨(小項目及びその具体的内容)	質問の相手方
ホルムズ海峡危機対応について	<p>イスラエルとアメリカによる国際法に違反するイラン攻撃が行われた。これに端を発するホルムズ海峡危機によりガソリンやナフサなど石油関連製品の枯渇が危惧されている。ガソリン価格は 1L あたり 210 円を超えているが、日本政府は補助金により実売価格を 170 円程度に抑えようとしている。ガソリン補助金は月あたり約 5,000 億円と報道されている。先日サウジアラビア人の友人と話した際、産油国のサウジアラビアでさえガソリン価格が上昇しており、日本の状況に驚愕していた。高市総理は必要量は確保、節約をお願いする段階にないという国会答弁を繰り返している。一方、IEA (国際エネルギー機関) の 2026 Energy Crisis Policy Response Tracker によると、アジアをはじめとした世界各国で様々な燃料節約に向けた取組を行っている。以下の例が挙げられる。</p> <p>韓国: 公共部門乗用車のナンバープレートによる運転制限、週 1 日の運転自粛要請</p> <p>タイ: 官民を問わないリモートワークの推奨、公務員の出張やエアコンの温度制限</p> <p>スリランカ: 水曜日の官公庁と学校の閉鎖、夜 9 時以降の看板消灯</p> <p>パキスタン: 商業施設の営業時間制限、公務員の週 4 日勤務、公務員の海外出張や会食、対面会議禁止、学校での完全オンライン授業化</p>	市長

質問事項(大項目)	質問要旨(小項目及びその具体的内容)	質問の相手方
	<p>日本だけが、危機に面しているにも関わらず、その危機から目を背け「いつも通り」と言い続けているように思う。情報開示による民衆のパニックを恐れるエリートパニックであると指摘する声もある。お菓子のパッケージがモノクロになると報道されたのは記憶に新しく、民間の方が危機感が強い。自治体レベルでも取り組めることはあり、先んじて対策をしていくことは真庭市でも必要であると考えているが、市長の見解を問う。</p>	
<p>人口 x 活動量とこどもの権利条例について</p>	<p>市長が何度も言及するように、真庭市においては個人としての認識が人々の間に自他ともに低いと私も思う。そうした中、最もヴァルネラブル（脆弱）な存在であり、容易に隷属的・被支配的な立場に置かれてしまう子どもたちを権利主体として認める条例を作ることは非常に有意義である。これを契機とし、子どもと同じく社会的マイノリティである女性や障害者における当事者主権も、未だ中高年男性中心主義が支配的な当地において、実現をされていくことを切に望みたい。</p> <p>こどもの権利条例制定に対する疑義が呈されることがある。それは少子高齢化の時代に、子どもたちは大事に、愛情をもって育てられているという理由である。子どもの権利条約では4つの原則（差別の禁止、子どもの最善の利益、生命・生存及び発達に対する権利、子どもの意見の尊重）が示されており、それらを総合すると、重要なのは「子どもを一個の権利主体として尊重する」ということであると私は考える。子どもを愛し、大事に育てることと一個の権利主体として尊重することは全く異なることであり、互いに背馳することもあり得る。つまり、子どもを愛し、大事に育てながら、同時に一個の権利主体として尊重しないということは可能である。</p> <p>では、「子どもを一個の権利主体として尊重する」とはどのようなことなのか。この大上段に構えた文句を聞いて、生活実感を伴ってピンとくる人はあまりいないだろう。この言葉を生活実感を伴った具体的な実践にブレイクダウンし、市井に住む私たちのマインドセットを更新することこそが条例制定プロセスにおいて圧倒的に重要である。もしそれがなされることなく理念的な言葉だけが紡がれるのであれば、条例制定は無意味である。こどもの権利条例は多くの場合いわゆる「理念法」である</p>	<p>市長 教育長</p>

質問事項(大項目)	質問要旨(小項目及びその具体的内容)	質問の相手方
	<p>が、真庭市の場合はそれに留まらず社会変革の起点となることが目指されている。したがって、その制定プロセスにおいて、いかに人々のマインドセットと生活実践の変容を起こし、社会的なインパクトを作るかが肝要である。</p> <p>上記のような前提に基づき、下記3点について市長、教育長の見解を問う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・真庭市で制定されるこどもの権利条例では、子どもはどんな存在として位置づけられるのか。</li> <li>・当事者である子どもたちを条例制定プロセスにどのように巻き込んでいくのか。</li> <li>・こどもの権利条例には、具体的な取り組みとして、子どもオンブズマンのような第三者機関による権利救済制度を設けているものが多くある。真庭市におけるこどもの権利条例では、そのような制度が設置される予定はあるか。</li> </ul>	
立候補に関する情報へのアクセス改善と、地方選挙の持続可能性について	<p>議会の一員として1年間を過ごしてみて、議会には多様性が必要であるという以前からの考えを更に強くした。二代表制において、行政組織のカウンターパートとして行政組織の掬いきれなかった視点をもって、市政を補完するのが議決機関である議会の役目の一つであるならば、議会に求められるのは執行部の意思決定層がまかないきれしていない視点である。したがって、議会は性別、年齢、障害の有無、ルーツ、家族構成など多様なバックグラウンドを持つ人材で構成されるべきである。</p> <p>投票率低下が叫ばれて久しいが、同様に危機的なのが、議員のなり手不足である。参議院調査室によるレポート(「地方選挙をめぐる状況と課題」(2023))では、2023年統一地方選挙で数多くの無投票と定員割れが発生したことが指摘されている。これは真庭市においても他人事ではない。県議会議員選挙は2回連続、市長選挙は2005年の初回を除き5回連続無投票であり、昨年(2025年)の真庭市議会議員選挙も一時は無投票が危ぶまれたという話も聞く。隣接する倉吉市は人口も同程度であるが、直近の議会議員選挙が無投票となっている。選挙を経るというプロセスは民主主義の根幹であ</p>	選挙管理委員会委員長

質問事項(大項目)	質問要旨(小項目及びその具体的内容)	質問の相手方
	<p>り、公職の政治的正統性を担保する重要な手続きである。</p> <p>議員のなり手不足解消は、選挙管理委員会だけで担うべき課題ではなく、議会、執行部、教育委員会、地域社会が連携して取り組むべき課題である。ただ、その中で立候補に関する情報へのアクセスなど実務レベルで政治参加へのハードルを下げることは、選挙管理委員会の担うことができる部分ではないだろうか。</p> <p>社会調査支援機構チキラボによる 2023 年の報告書（「統一地方選挙に出馬した女性候補者が体験した制度課題および社会課題についての調査」）では、「道具的サポートの不满」として「煩雑な書類に対する情報不足」、「選挙全般に関する情報不足」が挙げられている。</p> <p>現在のように、平日昼間に市役所へ行き、窓口で尋ねなければ立候補手続きの全体像が見えにくい状態では、時間に余裕がある人、行政手続きに慣れている人、政治関係者との接点がある人に有利に働きやすいと考える。</p> <p>一方で、子育て世代、介護を担う人、民間企業で働く人、自営業者、政治経験のない人にとっては、立候補を検討する前段階で大きな障壁になり得るのではないだろうか。私自身、立候補に関する情報へのアクセス方法がわからず、議会事務局へ行き「どうやったら市議会議員になれるか」と尋ねることからキャリアをスタートせざるをえなかった。実際に行くしかないというのは、特に真庭市のような人間関係の緊密な社会状況の中では、時間と場所だけでなく心理的なハードルも高いだろう。</p> <p>浅口市では、「浅口市長・浅口市議会議員選挙立候補予定者の方へ」という Web ページを用意し、候補者のしおりやその他の書類などを整理している。また、近隣自治体を含めた全国の自治体でポスター掲示場の情報を Google Map や GIS を用いてデジタル化している。私自身、他自治体で Google Map を用いたポスター貼りの手伝いをしたが、経路案内ができたり拡大、縮小が容易であったりと紙との利便性の差には千里の径庭がある。</p> <p>選挙に携わる人々も高齢化している。デジタルの地図で拡大、縮小が容易にできる点は、こうした方々にとっても有益であると言える。議員というキャリアパスが脳</p>	

質問事項(大項目)	質問要旨(小項目及びその具体的内容)	質問の相手方
	<p>裏によぎったことがある人は数多くいるだろう。</p> <p>しかし、実際にその実現度を評価し、アクションを起こすところまでたどり着く人はほとんどいないはずである。どこに行けばよいのかわからないまま、とりあえず市役所を訪ねなければならない場合とスマートフォンからいつでも、どこでも、すぐに情報にアクセスできる場合とでは、潜在的な候補者の歩留まりに雲泥の差が生まれるであろうことは想像にかたくない。</p> <p>立候補情報へのアクセスのあり方は、単なる事務手続きの問題ではなく、誰が政治参加の入口に立てるのかという、議会の多様性に関わる問題ではないか。</p> <p>上記を踏まえ、下記2点、選挙管理委員会委員長の見解を問う。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・立候補に関する情報のDX、デジタル化が進んでいない真庭市の現況をどう分析、評価しているか。</li><li>・次回の選挙に向けて、基本情報をまとめたワンストップ案内ページを整備し、ポスター掲示場の情報をGoogle Mapなどでデジタル化し、公開できないか。</li></ul>	

通告順

12

令和8年(2026年)5月19日

真庭市議会議長 長尾 修 様

議席番号 17 番

真庭市議会議員 妹尾 智之

## 一般質問通告書 (個人質問)

次の事項について質問したいので通告します。

質問事項(大項目)	質問要旨(小項目及びその具体的内容)	質問の相手方
スケッター制度の導入を	<p>現在、福祉事業所と地域住民をつなぐ有償ボランティア型マッチングサービス「スケッター」が全国で広がっている。業界未経験者や若者、高齢者など幅広い世代が参加し、清掃やレクリエーション補助など資格を必要としない業務を担うことで、介護職員の負担軽減につながっているとされており、実際に、仙台市の介護施設では、スケッターの活用により職員が介助やケアに専念できるようになったほか、参加者が介護の魅力を知り、就職につながった事例も報告されている。</p> <p>国においても、介護未経験者と事業者を結び付ける支援事業が進められており、介護人材確保の新たな取り組みとして注目されている。</p> <p>本市においても、社会福祉協議会や介護事業者と連携し、安全管理や研修体制を整えた上で、スケッターのようなマッチング制度の導入を検討すべきと考えるが、市長の所見を伺う。</p>	市長
防災・地域の安心安全を	<p>政府は2026年5月29日から、大雨や河川氾濫などの警報・注意報を再編した「新たな防災気象情報」の運用を開始した。これは自治体が避難指示などを発令する際の基準となるものである。今回の見直しでは、河川氾濫、大雨、土砂災害、高潮の4種類について、情報名称</p>	市長

質問事項(大項目)	質問要旨(小項目及びその具体的内容)	質問の相手方
	<p>と警戒レベルを統一し、危険度が直感的に分かるよう改善された。これまでと同じ「特別警報」でも災害によって警戒レベルが異なり、市民に分かりにくい課題があったが、新制度では危険度に応じて、警戒レベル5「特別警報」、レベル4「危険警報」、レベル3「警報」、レベル2「注意報」と統一された。また、自治体の避難情報も警戒レベル等に基づき判断し、レベル5「緊急安全確保」、レベル4「避難指示」など、住民が避難行動を取りやすい仕組みとなっている。</p> <p>以下の点について伺う。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 防災行政無線の聞こえにくい地域について 豪雨や災害発生時において、防災行政無線が聞き取りにくい地域は市内に存在しないのか、現状について伺う。</li><li>2. 防災情報の多様な伝達手段と多言語対応について 防災行政無線の放送内容を、真庭市公式 LINE や登録制メール等を活用してリアルタイムで配信することは、耳の不自由な方や高齢者、また日本語理解が十分でない外国人住民にとって、避難情報を確実に受け取り、迅速な避難行動につなげる上で有効と考える。防災情報のデジタル配信の強化および多言語対応を含めた今後の取り組みについて、市長の所見を伺う。</li></ol>	

通告順	13
-----	----

令和8年(2026年)5月22日

真庭市議会議長 長尾 修 様

議席番号 14 番

真庭市議会議員 妹島 弘和

### 一般質問通告書 (個人質問)

次の事項について質問したいので通告します。

質問事項(大項目)	質問要旨(小項目及びその具体的内容)	質問の相手方
市内事業者を守る緊急支援について	<p>中東情勢の長期化により、原油輸入量の減少と共に、石油由来の化学原料である「ナフサ」の深刻な不足が問題となっている。この影響は、単にエネルギー価格の高騰にとどまらず、事業活動に不可欠なビニール製品から、梱包資材に至るまで、あらゆる事業者の現場において、出荷制限や異常な価格改定の波が押し寄せている。</p> <p>市内事業者からは、「材料が入らない」「これ以上の価格転嫁は無理」との声が上がっている。CLT メーカーからも「出荷用のビニールシートが4月から値上げになった」「接着剤の入荷が2か月先までしか見通せない」ともお聞きしている。</p> <p>真庭市として、早急に手を打たなければ、地域経済の底が抜けてしまうのではないかと強く懸念している。</p> <p>そこで、</p> <p>(1) 市内事業者が直面している「物資不足」や「仕入れ価格高騰」の実態を、市としてどのように把握し、危機意識を共有しているか。</p> <p>(2) 物資の高騰・調達に苦しむ市内事業者に対し、事業継続を支える救済策を講じる考えはあるか。</p> <p>市長の見解を求める。</p>	市長

質問事項(大項目)	質問要旨(小項目及びその具体的内容)	質問の相手方
熱中症対策について	<p>令和8年5月15日、真庭市久世で、最高気温が今年県内初の30度を越え、18日には33度を記録している。この間、熱中症で市民2名が救急搬送もされている。</p> <p>特に、高齢者の方々は、「暑さを感じにくい」「喉の渇きを自覚しにくい」ということもあり、本人が気づかないうちに事態が深刻化しているケースがある。</p> <p>そこで、</p> <p>(1) 真庭市では熱中症特別警戒アラートの発表時に限り、告知放送で注意喚起を行うとしている。しかし、熱中症リスクが高まる時間帯に合わせ、告知放送を活用し、エアコンの使用や水分補給を促す放送を実施する考えはあるか。</p> <p>(2) 暑さを避けるために「公共施設など涼しい場所を上手に活用しましょう」とホームページに記している。しかし、本庁には「冷水スポット」があるが、すべての公共施設に冷水スポットが設置されているわけではない。後に述べる子供たちのためにも、通学路上にある公共施設に「冷水スポット」を設置してはどうか。市長の見解を求める。</p> <p>一方、学校現場では、児童生徒に対し、熱中症対策としてさまざまな取り組みをされていることは承知している。</p> <p>しかしながら、通学路には直射日光を遮る場所が少なく、体調不良を感じても、子どもたちが自ら避難できる場所がほとんどないのが実態である。万が一、登下校中に体調不良を感じた時に、すぐに駆け込めるセーフティネットの構築が必要である。</p> <p>子どもたちが登下校時に自由に立ち寄り、涼むことができる「緊急休憩場所」を通学路に設けるべきと考える。例えば、通学路沿いにある公共施設はもちろん、地域の店舗、あるいは「子ども110番の家」にご協力をいただき、エアコンの効いたスペースで一時的に休ませてもらい、水分補給ができる仕組みである。</p> <p>そこで、まずはモデル地区を指定して公共施設を活用した実証実験を行うなど、導入に向けた検討を進める考えはあるか、教育長の見解を求める。</p>	市長 教育長

通告順	14
-----	----

令和8年(2026年)5月19日

真庭市議会議長 長尾 修 様

議席番号 8 番

真庭市議会議員 吉原 啓介

### 一般質問通告書 (個人質問)

次の事項について質問したいので通告します。

質問事項(大項目)	質問要旨(小項目及びその具体的内容)	質問の相手方
空家等対策の推進	<p>1.計画推進の具体策</p> <p>2015年5月施行、2023年12月に一部改正された空家等対策の推進に関する特別措置法(以下、「空家等対策特措法」)を受けて、真庭市においても真庭市空家等対策計画(以下、「空家等対策計画」)が2021年3月に策定(2026年3月改定)されている。</p> <p>この計画、ほぼ調査報告と現状分析、課題点の整理に終始している印象はぬぐえないが、そもそもこの計画策定を通じて目指すところは何か、またそれに向けてどのような具体策を講じ進めていくのか。</p> <p>2.空家対策の基本方針</p> <p>空家等対策特措法とそれに関する国の指針においては空家の「活用拡大」「管理の確保」「特定空家の除却等」を対応強化の3本柱としている一方、市の空家等対策計画においては課題整理するための3つの視点として「予防抑制(発生抑制)」「利活用(活用の拡大)」「適正管理(適切な管理の確保と除却等の促進)」を掲げている。</p> <p>空家のそもそもの発生要因を考えれば、発生防止は不可能、抑制も現実的には無理。</p> <p>最も重視すべきは空家に起因する様々な社会弊害への先手対応であり、この計画の基本方針自体、もっと危</p>	市長

質問事項(大項目)	質問要旨(小項目及びその具体的内容)	質問の相手方
	<p>機感を持った再検討が必要と考えるかどうか。</p> <p>3.所有者不明土地対策との一体推進 今回の空家等対策計画改定において、空家等の問題にも関連する所有者不明土地の問題も今後の課題としてあげられている。国も指針を示しているように、この二つは一体的・総合的に推進していくことが効果的、むしろ必要なことと考えるが、市として所有者不明土地にかかる対策をどのように策定し、空家等対策計画と一体推進していくのか。</p> <p>4.各種補助制度利用者の状況把握と効果実証 空家の整備や整理、活用に対する各種の補助制度が整備されているが、これらの補助対象となった家屋や制度利用者のその後の利用状況等について追跡調査と効果実証は行われているのか。</p> <p>5.空家等対策条例の制定検討 空家対策の推進においては、市の姿勢を一層明確化するとともに、民間事業者・団体等との連携も視野に入れてさらに一歩踏み込んだ積極的な対応を行うべく、対策条例の制定が必要と考えるかどうか。</p>	

通告順

15

令和8年(2026年)5月20日

真庭市議会議長 長尾 修 様

議席番号 10 番

真庭市議会議員 西田 文子

### 一般質問通告書 (個人質問)

次の事項について質問したいので通告します。

質問事項(大項目)	質問要旨(小項目及びその具体的内容)	質問の相手方
高校魅力化の支援	<p>真庭高校が全国高校生ビジネスアイデアコンテスト最優秀賞を受賞した竹パウダーは、真庭高校生が地域の課題を解決する目的で放置林の竹に着目し、竹害対策チームをつくり、「なくす竹害～竹と液肥でイノベーション」をテーマに取り組み、放置竹林を生かす方策を考える中、竹パウダーが防草になることを知り、防草効果の比較調査をしたり、消臭効果の検証実験をしたいと市の環境課に相談し、久世地区の団地に協力してもらい、生ごみに竹パウダーをかけると臭いが軽減すること、そして京都大学の土井克明先生のデータから竹パウダーは発酵資材であると示され、生ごみに竹パウダーをかけてそのまま液肥プラントに入れるとメタンガスの発生に効果があることや、できた液肥は農業に活用され、放置竹林が循環型社会をつくるというこのアイデアをこれから真庭市でどのように生かしていくのか、次のことを提案する。</p> <p>① 竹パウダーを生ごみ回収ボックスと一緒に設置し、生ごみを入れた後、竹パウダーを振りかけてもらうことで、次に入れに来た人が不快な思いをすることなく生ごみ回収ボックスの蓋を開けることが出来るようになるが、竹パウダーを設置してはどうか。</p> <p>② 市で竹パウダーを製造する業者を公募し、製造する</p>	市長

質問事項(大項目)	質問要旨(小項目及びその具体的内容)	質問の相手方
	<p>機械の導入支援をしてはいかがか。製造部門は業者にまかせ、商品の研究開発と、マーケティングを高校生にしてもらうことで、社会に出てもこの学びの体験を生かしていける取り組みになると思うが、どうか。</p> <p>③ 真庭高校は週に1回しか探求学習の時間がなく、高校生の取り組みや学校生活のことなどをSNSで発信していきたいとても専門的な知識がないので、いい形で発信できないという話を聞いた。今年度真庭市内の高校入学者数165人で昨年より33人増えていることは嬉しいことだが、まだまだ少ない。情報発信にも力を入れていく事で魅力的な取り組みを全国に発信できる。情報発信の専門知識のある人材を高校に週1回でも入ってもらう支援をしてはどうか。</p> <p>この3点について市長の考えを伺う。</p>	

通告順	16
-----	----

令和8年(2026年)5月22日

真庭市議会議長 長尾 修 様

議席番号 19 番

真庭市議会議員 森脇 正和

### 一般質問通告書 (個人質問)

次の事項について質問したいので通告します。

質問事項(大項目)	質問要旨(小項目及びその具体的内容)	質問の相手方
道路愛護団体の活動の今後について	<p>令和4年度に創設された道路愛護活動の制度であるが、令和7年度には、約210団体を超え、管理延長は、約400kmで、市道延長約1,200kmの3分の1を管理する制度に成長した。地域住民が自分たちの地域は、自分ごととして守る、それを市としては応援、後押ししますよというすばらしい制度であると思われる。</p> <p>しかし、近年少子高齢化により自分たちの地域を守りたくても守れない地域がでてきている。そういった地域が増えていけばやはり市が管理をしていかなければならなくなる。そうなれば多少でも市の管理費は、増えていく。</p> <p>そこでせつかく200を超えた団体があるので、まずは、管理できなくなった地域に近い団体に市側から管理をしてもらえないか打診する制度にならないものか伺う。</p> <p>市長が常々いわれている「人口×活動量」の意味で言えば、こういった制度になり、元気のある地域、団体に活動域を増やしていってもらうことは、持続可能な真庭市になることにつながると思うが考えを伺う。</p>	市長

通告順

17

令和 8 年(2026 年)5 月 22 日

真庭市議会議長 長尾 修 様

議席番号 20 番

真庭市議会議員 苦田 智子

## 一般質問通告書 (個人質問)

次の事項について質問したいので通告します。

質問事項(大項目)	質問要旨(小項目及びその具体的内容)	質問の相手方
带状疱疹ワクチン及び高齢者肺炎球菌ワクチンの公費助成の拡大について	<p>急速な少子高齢化が進む中、市民がいかにかいつまでも健やかに暮らせるのかという「健康寿命」が大事であると考えます。特に、高齢者にとって感染症の重症化や後遺症は生活の質を著しく低下させる大きな要因となる。そこで、以下の項目について質問する。</p> <p>1. 带状疱疹ワクチンについて</p> <p>带状疱疹は 80 歳までに約 3 人に 1 人が発症すると言われており、その後続く「带状疱疹後神経痛」などの激しい後遺症に悩まされている市民の方も数多くおられる。令和 7 年度より、国において定期接種となり、費用負担が軽減されたが、定期接種の対象年齢から外れてしまった方々への救済措置としてワクチン接種費用の助成をする考えはないか。</p> <p>2. 高齢者肺炎球菌ワクチンについて</p> <p>令和 5 年度までは、毎年度 65 歳、70 歳、75 歳、80 歳と、5 歳刻みの年齢になる人が助成の対象となっていた。しかし、令和 6 年度から定期接種の対象者が「65 歳」の方のみとなった。そもそも、令和 5 年度までが経過措置であったことは承知しているが、制度の変更を知らずに機会を逃してしまった方がおられる。肺炎は日本人の死因の上位を占めており、重症化の予防が重要であることから、定期接種の機会を逃してし</p>	市長

質問事項(大項目)	質問要旨(小項目及びその具体的内容)	質問の相手方
	<p>まった方々への救済措置として、ワクチン接種費用の助成をする考えはないか。</p> <p>ワクチンの助成は一時的な支出に見えるが、医療費や介護費用の抑制につながる「未来への投資」として、真庭市も助成を考えるべきではないか、市長の見解を伺う。</p>	

通告順	18
-----	----

令和 8 年(2026 年)5 月 22 日

真庭市議会議長 長尾 修 様

議席番号 5 番

真庭市議会議員 柴田 正志

### 一般質問通告書 (個人質問)

次の事項について質問したいので通告します。

質問事項(大項目)	質問要旨(小項目及びその具体的内容)	質問の相手方
空き家対策について	<p>総務省の令和 5 年住宅・土地統計調査によると、日本全国の空き家は過去最多の約 900 万戸（住宅全体の 13.8%）に達している。このうち、売却用でも賃貸用でもない、完全に放置されている空き家が約 385 万戸あるとしている。</p> <p>国土交通省が空き家の所有者を対象に行った実態調査では、登記簿などを見ても所有者の所在が「不明・不詳」とされるケースが約 4%~10%弱存在するとしている。</p> <p>家だけではなく土地の分類で見ると 政府の地籍調査によると、日本全国の土地の約 2 割が所有者不明土地になっているという結果が出ている。これは面積に直すと九州地方全体の大きさを上回るレベルであり、この土地の上にある空き家は、当然すべて所有者不明の空き家になってしまうと考えられる。</p> <p>こういった異常な事態と思われる中で、空き家が増える原因のほとんどは相続に関わるものとして 2024 年 4 月からは不動産の相続登記が法律で義務化された。</p> <p>真庭市では平成 30 年の住宅・土地統計調査において住宅の約 2 割にあたる 3,900 件もの空き家があるとしている。そして真庭市空家等対策計画では 3,900 件の空き家の中で 2,600 件は用途のない空き家で管理が行われ</p>	市長

質問事項(大項目)	質問要旨(小項目及びその具体的内容)	質問の相手方
	<p>ていないことが推察されるとしている。</p> <p>また令和8年度の税制改正にともない令和9年4月1日から固定資産税の免税点の変更がある。評価額では土地は30万円とかわらないが家屋においては20万円が30万円に、償却資産においては150万円が180万円に変更となり、真庭市においての影響は納税義務者約1,000人としている。</p> <p>1,000人の中に含まれる空き家の所有者・管理者は納税義務がなくなることとなる。納税者の負担軽減という側面がある一方で、空き家対策を考えると行政と所有者の接点が失われ、時間の経過とともに所有者不明の空き家になると考えられ心配なところである。</p> <p>適正に管理されていない空き家は、防災・防犯・安全・環境・景観等住民の生活環境に悪影響を及ぼす可能性があり、それが所有者不明であれば危険空き家となっても課題解決に向けた対策実施が困難なことになる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■現時点で所有者やその所在が不明となっている空き家はどれくらいあると把握されているか、その現状を伺う。</li> <li>■空き家対策をより一層推進していくため、予防抑制、適正管理、利活用からなる「真庭市空家等対策計画」が令和8年3月に改定されている。この計画を推進していくうえでも所有者不明の空き家があることが障害となる部分がある。</li> </ul> <p>将来に備えて空き家の所有者や連絡先などのデータを市が一元管理、保有していく仕組みを構築すべきと考えるが市長の考えを伺う。</p>	

通告順	19
-----	----

令和8年(2026年)5月20日

真庭市議会議長 長尾 修 様

議席番号 16 番

真庭市議会議員 葉廣 峰久

### 一般質問通告書 (個人質問)

次の事項について質問したいので通告します。

質問事項(大項目)	質問要旨(小項目及びその具体的内容)	質問の相手方
真庭朝市について	<p>近年、本市においては「真庭 de のみへの」など創意工夫に富んだ取り組みが実施されており、地域の魅力発信に一定の成果を上げているものと評価している。一方、かつては軽トラ朝市が開催され、市民が気楽に参加し、地元産品を直接手に取り、出店者との会話を楽しむなど、市民の交流の場として機能していた。</p> <p>他市の事例を見ると、岡山市の「京橋朝市」、津山市の「宮川朝市」、さらには加古川市における「ロハスミーツ」や「かわまちマーケット」など、地域資源や公共空間を活用した継続的な集客イベントが、交流人口の拡大と地域経済の活性化に寄与している。</p> <p>本市においては、旧落合町のハイランド落合駐車場、久世地区の整備された河川敷、勝山文化センター周辺など、活用可能な広い公共空間が各地域に点在している。</p> <p>これらの拠点を活用し、例えば月1回、各地域をローテーションする形で「朝市(仮称)」を開催してはどうか。本市の農産物や加工品は市外では高い評価を受けている一方で、地元では十分認知されておらず、いわゆる“灯台下暗し”の状況も見受けられる。</p> <p>市内商工業者、農産物生産者に声掛けし、公設民営で朝市を開催して市民同士の交流促進と市外からの来場者の増大を図ることにより、市内の活性化を図るべきで</p>	市長

質問事項(大項目)	質問要旨(小項目及びその具体的内容)	質問の相手方
	<p>はないか。</p> <p>朝市の継続的な開催により、</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・生産者と消費者、来場者同士の交流機会の増加</li><li>・キッチンカーや屋台出店による賑わい創出</li><li>・市内外への発信力強化</li></ul> <p>など、多面的な効果が期待できると思われる。</p> <p>市長は常々、「人口×活動量」とよく発言されますが、朝市を開催することが市長の理念に則した活動になるのではないか。</p> <p>そこで下記のとおり伺う。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>① 真庭市として、朝市等のマーケット型イベントを定期開催することの意義について、どのように認識しているか。開催するという考えはあるか。</li><li>② 既存の公共空間（河川敷・駐車場等）を活用した官民連携によるイベント展開について、今後の方針をどのように考えているか。</li><li>③ 単発のイベントにとどまらず、継続的な賑わい創出事業として制度化していく考えはあるか。</li></ol> <p>市長の見解を伺う。</p>	